

○総務課 自治振興係 ☎77-3903

1.チャイルドシート助成金

対象：チャイルドシート購入時に住民登録があり、
6歳未満の子どもを養育している保護者

チャイルドシート、ベビーシート、ジュニアシートを
使用する6歳未満の子ども1人につき、1台限り本体価
格10,000円まで（消費税を除く）

2.家庭用防犯カメラ設置事業補助金

対象：住民登録があり条件を満たす個人

- ・家庭用防犯カメラの購入費及び工事費
（カメラを設置している旨の表示に係る経費を含む）
- ・補助対象経費（消費税を含む）×1/2
（上限20,000円）

○企画空港政策課 都市計画係 ☎77-3909

1.芝山町住宅リフォーム補助金 ※5月15日締め切り

対象：【補助対象者】・【補助対象住宅】・【補助対象工事】など対象条件が多岐にわたるため、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

【通常のリフォームの場合】

補助対象経費の合計額（消費税を除く）の10%（千円未満は切り捨て、限度額40万円）

【空き家のリフォームの場合】

補助対象経費の合計額（消費税を除く）の15%（千円未満は切り捨て、限度額60万円）

2.芝山町木造住宅耐震診断補助金 ※11月末日締め切り

【補助対象者】・【補助対象住宅】・【補助対象耐震診断方法】など対象条件が多岐にわたるため、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

耐震診断に要する経費（消費税を除く）の3分の2の額（千円未満は切り捨て、限度額8万円）

3.芝山町木造住宅耐震改修補助金 ※11月末日締め切り

【補助対象者】・【補助対象住宅】・【補助対象耐震改修方法】など対象条件が多岐にわたるため、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、お問い合わせください。

- ・設計費の3分の1の額（消費税を除く）に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額4万円）
 - ・工事監理費の3分の1の額（消費税を除く）に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額6万円）
 - ・工事費の3分の1の額（消費税を除く）に相当する額（千円未満は切り捨て、限度額40万円）
- ※耐震改修に必要な設計費、工事監理費、工事費に要する額の一部の合計

4.芝山町危険ブロック塀等対策事業補助金※11月末日締め切り

対象：【補助対象者】・【補助対象となるブロック塀等】・【補助対象となる工事】など対象条件が多岐にわたるため、詳しくは町ホームページをご確認いただくか、担当係へお問い合わせください。

- (1) 危険ブロック塀等撤去 次のいずれかのうち最も少ない額（千円未満は切り捨て）
- ア) 撤去費用×1/2 イ) 撤去延長×10,000円/m ウ) 100,000円
- (2) 軽量フェンス等設置 次のいずれかのうち最も少ない額（千円未満は切り捨て）
- ア) 設置費用×1/2 イ) 設置延長×10,000円/m ウ) 150,000円

○企画空港政策課 空港地域振興係 ☎77-3906

1. 芝山町航空機騒音地域補助金（固定資産税補助金）※申請書は対象者へ発送

対象：補助対象区域に所在する家屋(居宅)及び土地(宅地)の所有者で、当該年度の固定資産税の賦課期日現在、補助対象資産の家屋(居宅)に居住し、芝山町民として住民基本台帳に登録されている方。（法人は対象外）

当該年度の家屋（併用家屋の場合は居住部分）及び土地（宅地）に係る固定資産税額の40%相当額
（限度額20万円）

（注）算定額が1,000円に満たない場合及び固定資産税を滞納している方については対象外

2. 芝山町民家防音家屋空調施設維持管理補助金 ※申請書は対象者へ発送

対象：航空機騒音の障害を防止するため、助成を受けて空気調和機器を設置した家屋に居住する方。

（一種区域 A滑走路側）	1台 110,000円 / 2台 150,000円 / 3台 190,000円
（一種区域 B滑走路・旧谷間）	1台 80,000円 / 2台 110,000円 / 3台 140,000円
（隣接）	1台 37,500円 / 2台 52,500円 / 3台 60,000円 ※R8. 3月時点

3. 民家防音工事（初回）・住宅改築併行防音工事（再助成）・告示日後住宅防音工事
後継者住宅防音工事・隣接地区住宅防音工事・拡充工事・内窓設置工事

対象：住宅の所在する騒音区域や建築年月日等により、受けられる防音工事の種類や事業主体、提出時に必要な申請書類などが異なります。民家防音工事補助制度の申請を希望する場合はお問い合わせください。

- ・本体工事費と設計監理費は世帯人数に応じた限度額内であれば自己負担なし
- ・空調設置費（空気調和機器工事の5%相当の自己負担あり）
- （注1）補助限度額を超えた分の工事費は自己負担
- （注2）アパート・社宅の場合、本体工事費・設計監理費・空調設置費の50%相当の負担が発生する場合あり

4. 空気調和機器更新工事・空調機追加住宅防音工事・移転再建住宅空気調和機器設置工事

対象：・空調更新は防音工事の際に補助を受けて設置または更新後10年以上経過し、かつ機能が低下した空気調和機器

- ・空調設置工事は住宅の所在する騒音区域や建築年月日等により、受けられる事業主体、提出時に必要な申請書類などが異なります。申請を希望する場合はお問い合わせください。

自己負担の空気調和機器工事の5%相当以外の工事費（注）補助単価を超えた分の工事費は自己負担

5. サッシ部品交換工事・サッシ本体交換工事

対象：・部品交換はNAA、県、芝山町または共生財団の補助・助成により設置された防音サッシに不具合が生じ、部品の交換もしくは修理を必要とする住宅（設置後2年以上経過している場合のみ）

- ・本体交換は設置後10年以上経過し、防音サッシ部品交換工事では防音機能の改善が不可能な防音サッシ

工事費の5%相当

紙面の都合上、内容の一部を省略しています。

詳しい条件や申請方法などは町ホームページまたは担当係までお気軽にお問い合わせください。